

# 大泉町立西小学校『いじめ防止基本方針』

## ○ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

けんかやふざけ合いであっても、その背景に十分目を向け、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 1 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じ

ているものをいう。

(2) いじめは、健全な人格形成に大きな影響を与えるものであり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害する行為であるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

(3) いじめは、人権侵害であり、人間として許されない卑劣な行為である。

(4) いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得るものであり、日常の中に危険が潜んでいることを認識して未然防止に努める必要がある。

(5) 学校職員・保護者及び地域住民は、一体となっていじめ根絶に努め、大人が「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

## 2 いじめ防止に向けた取り組み

(1) 学校におけるいじめの未然防止に関すること

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

ア 人権教育・道徳教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・ 児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止し、「いじめをしない」「いじめを許さない」という心を育てる。
- ・ 児童の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「優しさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・ 配慮が必要な児童(障害のある児童や外国人の児童等)について、特性を踏まえた適切な支援を行う。

イ 生徒指導情報交換(月1回開催)

- ・ 児童の生活や学習の様子から見える課題や指導等についての情報交流、共通行動の確認等を行い、いじめの未然防止に努める。

ウ 教育相談

- ・ 学級担任が児童一人一人と向き合い、児童の悩みや相談を聞き、

問題の解決に努める。

② 児童一人一人の自己有用感を高める

ア 「できた」「わかった」という達成感のある学習活動

- ・ 児童一人一人に基礎・基本の定着を確実に図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもつことができるような学習活動を計画的に実施する。また、主体的に学習へ取り組む意欲を育むために、発問や板書、指導方法等を工夫する。

イ 人との関わりを身につけるための活動

- ・ ソーシャルスキルトレーニング等の活動を取り入れていく中で、よりよい人間関係を築こうとする意識を高めるとともに、相手を思いやる気持ちや相手を認め相手を認め助け合う心を養えるようにする。

ウ 保護者・地域・その他の関係者との連携

- ・ 学級懇談会や民生委員・児童委員や学校評議員等との懇談会を定期的実施し、家庭や地域での児童の様子を把握する。また、日頃からいじめ等に関する情報を聞き出しやすい関係づくりに努める。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・ たてわり活動(異学年交流)・・・ 全校の児童が異学年の児童とかかわり合う場面を設定し、互いに認め合うことのできる人間関係づくりに努める。
- ・ 学校行事や委員会による活動・・・目標を持ち、仲間と協力して活動を工夫する体験を通して、学級学校への所属感を高めるため、計画的に学校行事や委員会による活動を実施する。
- ・ 児童会・・・児童主体によるいじめ防止活動の実践に取り組む。

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ インターネットを通じて行われるいじめの未然防止するために、情報モラルに関する指導を計画的に実施する。

(2) いじめの早期発見に関すること

① 日々の観察

ア 教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がける。

イ けんかやふざけ合いであっても、その背景に十分目を向け、いじめに該当するか否かを判断する。

② 連絡帳や日記等の活用

ア 連絡帳や日記(生活の振り返り)等の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を構築する。

イ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③ 学校生活アンケート(月1回実施)

いじめを早期発見するために、児童に定期的なアンケートを毎月実施する。

④ スクールカウンセラーの活用

児童及び保護者に対して、スクールカウンセラーに相談できるということを周知し、希望があればスクールカウンセラーとの相談を迅速に設定する。

⑤ いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(3)いじめの対処に関すること

① 「いじめ防止委員会」の設置

ア 構成員

いじめ防止委員会委員長、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

イ 活動内容

いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、組織的な対応を行う。

② いじめの事案が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発防止をするため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。

④ 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、以下の2つの要件をもっていじめの解消を判断する。

- ・少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること
- ・被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

#### (4) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめを未然防止するための取組に関すること。